

官民競争入札等監理委員会
第 12 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 12 回 官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 18 年 10 月 6 日（金） 9：45～11：50

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．議 題

（ 1 ）各省ヒアリング

- ・ 経済産業省
- ・ 国土交通省（道路局、大臣官房会計課）
- ・ 国土交通省（大臣官房技術調査課、総合政策局）

（ 2 ）統計部会からの報告

（ 3 ）その他

3．閉 会

< 出席者 >

(委員)

落合委員長、齊藤委員長代理、樫谷委員、小林委員、田島委員、本田委員、吉野委員

(経済産業省)

山本雅史特許庁総務課長、菅野公則特許庁総務課(独)工業所有権・研修館室長

扇谷高男(独)工業所有権・研修館人材開発統括監

(国土交通省)

木村昌司道路局国道・防災課長、内海英一路政課長

小笠原憲一大臣官房会計課企画専門官

前川秀和大臣官房技術調査課長、赤木伸弘電気通信室長

飯塚裕総合政策局情報管理部情報企画課長、木下慎哉総合政策局情報管理部情報管理課行政情報システム室長

(事務局)

河内閣審議官、福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、第 12 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、逢見委員、小幡委員、寺田委員、増田委員、森委員が御都合のため欠席です。

前回に引き続きまして、関係省庁からのヒアリングを実施するという事で、経済産業省特許庁と国土交通省からヒアリングを行います。

それでは、まず経済産業省からお願いをいたしたいと思います。「(独)工業所有権情報・研修館の研修事業等について」、お話を伺いたいと思います。

特許庁の山本総務課長、よろしくお願いいたします。時間が 10 分と限られておりますので、ポイントを絞る形でお願いいたします。

山本総務課長 おはようございます。特許庁の総務課長の山本でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、資料に沿いまして、要領よく御説明申し上げたいと思います。資料は 2 枚めくっていただきますと、資料 1「情報・研修館の研修事業等について」が出てまいります。

1～2 ページでございます。まず冒頭にこの工業所有権情報・研修館の概要をごくかいつまんで御説明申し上げます。

上の方に「組織と予算」がございますけれども、全体の組織が役職員総数 80 名で構成をされております。これは平成 13 年に役所の機構改革を行いましたときに、もともと特許庁の一部であった情報提供業務等を切り出しまして、独立行政法人化したものでございまして、現時点におきましても、職員のほぼすべてが特許庁からの出向者になっております。

陣容はごらんいただいたとおりでございますけれども、今日、話題になります研修事業をやっておりますのは、研修部、人材育成部といったところが担当しております。

研修館の業務全体像をざっとごらんいただくと 2 ページでございます。もともと情報提供事業を平成 13 年間からやっておりまして、これはどんな特許権があるかといった情報をインターネットなどを使いまして、特許電子図書館、IPDL というのが割と知られておりますけれども、こういったようなものを使いまして、制度利用者にいろいろと情報提供を行うという事業でございます。それから、庁の方に相談にお出でになったような方の求めに応じて、いろんな御説明をするという業務がございます。

3 つ目が人材育成事業。ここが今日話題の研修事業でございまして、後で詳しく御説明を申し上げます。

更に情報システム事業がございます。この独法ができましたときは名前も情報館でございまして、一番上の情報提供事業などをやっておりましたけれども、平成 16 年に法律改正をいたしまして、この研修業務や情報システム事業といったものを更に移管をして、名前も「情報・研修館」と改めております。そのうち情報システム事業、システムの整備・運営等の事業は経過措置がありまして、来年 1 月 1 日からいよいよ移管することになっております。ちなみに今年の国会でもこの情報・研修館法の改正がございまして、それまで公務員型であったものを非公務員型に改めております。

3 ページに本日の課題である研修事業を一覧にまとめてございます。民間の方から開放内容についての御要望が出ておりますのは、実は一番下にあります「中小・ベンチャー企業の経営者等を対象とする研修」につきまして、たしか大阪商工会議所だったと思いますが、要望が1件出ております。今日はその研修事業全般について御説明をせよという御指示でございますので、ほかのことも含めて、そこにまとめております。

先ほど申し上げました経緯からも拝察いただけると思うんですけども、この研修館の一番大きい業務は表の一番上にあります「特許庁職員を対象とする研修」でございます。特許庁は1,500人くらいの特許審査官、商標の審査官は150人くらい、意匠審査官は50人くらい等がございますので、こういう職員を対象とする研修をするというのがもともと特許庁の内部の研修組織としてあったわけございまして、これをより効率的に機能的にやっていくということで、独法化したわけでございます。

したがって、こういう研修は要するに特許庁の職員の先輩が知っているノウハウ、あるいは新しく出てきている政策課題、そういったものを新しく審査官になっていく人たち、審判官になる人たちに教え込んでいくという業務でございます。したがって、どうしても特許庁の経験を持っている情報・研修館でカリキュラムなどをつくり、実施をしているということでございます。

政府の知的財産戦略本部の方でも専門調査会などをつくって検討していただいておりますけれども、こういった研修は特許庁の制度を維持していく上で、どうしても情報・研修館でやらざるを得ないといったことになっております。

2つ目は地方公共団体。これは今、知財戦略を地域にも是非浸透させていくべきといったことでやっておりますけれども、その一環で都道府県や市町村といった地方公共団体の職員の方々にも知的財産政策の内容を御理解いただくということで、これも我が情報館で企画をいたしまして、研修を実施しております。

4 ページの上の方にあります3つ目のものは、登録調査機関の調査業務実施者等に対する研修でございます。これは前回のときに少し議論が出ておりましたけれども、迅速、的確な特許審査を行う上で、審査官が実際に審査をする前にどんな先行技術があるのかを事前リサーチするということを登録調査機関に行っていただいておりますけれども、登録調査機関のリサーチャーに審査官のノウハウをよく熟知しておいてもらわないといけません。これがないとせっかく調べてもらっても審査のときに役に立たないということがございます。したがって、そういう登録調査機関のリサーチャーの方々にも審査官と同様のノウハウを身に付けていただくということでやっております。

最近では更に出願あるいは審査請求をする前に、できるだけ企業の方にも先行技術調査をしていただくことをお願いしております。そういう関係でやはり審査官のノウハウを持ったような、非常に高度な知見を持った知財担当者をつくるという意味から、これはごく一部でございますけれども、エキスパート研修ということをやっております。

最後が「中小・ベンチャー企業の経営者等を対象とする研修」でございます。実はここ

に書いてある1件だけが情報館が行っているものでございまして、これは特許侵害警告から始まる特許紛争を疑似体験していただくということで、実際に中小企業の方々が知財紛争に巻き込まれたときにどうしたらいいか、どういう対応をすべきか。こういうことを通じて特許制度の利用の仕方、その意味づけといったものを御理解いただくということでやっております。

中小・ベンチャー企業等に対する知財関係の研修は、民間などでも多数行われております。5ページをごらんいただきますと、私どもが支援をさせていただいているものだけでも、民間のところではいろいろと実施をされているわけでございます。したがって、民間の中小企業等に対する研修は、基本はこういうところでやっていただいて、場合によっては役所がそれを支援するというでいいかと思っているわけでございます。

私どもの情報館でやっておりますのは、非常に高度というか、特許庁の審査官、審判官、事務系職員といったような者が、その英知を結集してという大仰ではございますけれども、実際に中小企業が警告書を受け取ったようなときに、向こうの言っている特許権の技術的範囲についてどういう解釈をすればいいのか、それと自分の行っている技術の違いをどう説明していけばいいのか。あるいはこれが審判になってきたときにはどう対応すればいいのか。そういうことにならないために、もともと自分たちが特許権を取得するためにはどうすればいいのか。そういったことを私どもは手づくりの形でつくった教材を使いまして、研修をしておるものでございまして、非常に評判はいいものをいただいております。

なお、民間の方から御要望がございました中に、情報館はこういう自分たちのやっている研修業務を外部に委託することを法律で禁じられているということを書いてございますけれども、これは全くの誤解でございまして、申し上げましたように、むしろ民間でも研修事業は行われておるわけでございますし、情報館が事業を民間に委託することを禁じられていることもございませぬので、基本は民間でやっていただくという前提で、庁内の職員の研修ですとか、どうしても必要な高度なものだけを情報館が行っているといった現状にあるということでございます。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

櫻井参事官 事務局から確認させていただきたいのですが、中小・ベンチャー企業の経営者に対する研修は、独立行政法人で行っているものを外部委託しておられるという御趣旨ですか。それとも、ほかの実施主体もいて、研修館も同じようなものを自らやっておられるという御趣旨ですか。

山本総務課長 4ページの表の下にある「中小・ベンチャー企業の経営者等を対象とする研修」は、情報館が自分でやっております。自分でやっているというのは自分で企画しているという意味でありまして、例えば講師に弁理士の先生をお願いするとか、大学の先生に来ていただくとか、そういうことは勿論その中に含まれておるわけでございます。こ

れ以外の5ページのようなものは研修館ではなくて、外の民間でやっておられるということでございます。

落合委員長 そうしますと、特許庁の御回答としては、この研修は非常に独自性があるので、依然として自ら維持したいという趣旨になりますね。

山本総務課長 そのとおりでございます。4ページの表に注記もいたしましたけれども、例えば2年前までは更に知財基礎研修もやっておりました。ただ、こういうものは先ほどのお話のように、もう民間でもやっていただけるのではないかとということで廃止をしております。

最後に残っているのは、私どもの日ごろのノウハウを生かして教材をつくって、非常にいいものができていると自負をいたしておりまして、こういったことは民間で行われていくのは難しいのではないかと考えておるものですから、引き続き情報館が実施したいと思っております。

落合委員長 わかりました。榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 三つほどお聞きしたいんですが、今の「中小・ベンチャー企業の経営者等を対象とする研修」は非常に高度なものだとおっしゃったんですが、高度なものあっても結局講師は特許庁の方々とか、あるいは弁理士の方々をお呼びになっているわけですね。高度なものだから民間にできないということについて、何か根拠があるのかどうか。つまり企画立案をしているだけの話なのか、講師が高度でなければいけないのか、企画立案が高度なのか、講師が高度なのかということ。

5ページに「実施事業名」「事業主体」があって、これを経済産業省が支援しているということですが、これはどういう意味なのか。

もう一つは、御説明によりますと、この研修事業に3億2,200万円かかっているんですね。1ページに交付金全額が127億7,300万円で、うち研修事業が3億2,200万円。その中の「中小・ベンチャー企業の経営者等を対象とする研修」については、どれくらいコストがかかっているんですか。この三つをお聞きしたいです。

山本総務課長 1つ目は、自分でやる高度というのは何が高度なのかという話がありましたが、これは先生の御指摘のように、私は両方だと思っております。企画をするところと講師陣。こういった両方に高度さがあると思っております。

ただ、まず第一に情報館がどうしてもやらなければいけないところのかぎになっているのは、このプログラムやカリキュラムや教材をつくるといったような企画部門でございます。そこがほかのところではできないのではないかと考えております。

まさに知的財産を取得するまでの手続がどうなっているかは勿論のこと、審査官がどういう観点から技術の判断をしているのか。審判になったらどういうところが争いになって、どういう判断になってくるのか。そういうことを熟知しているからこそ、本当に具体的なケーススタディーなどをやったりするんですけれども、こういう場合に訴えられた側に対してどう言えばいいのか、どんな対応が必要になってくるか、そういうシナリオをつくる

のは、少なくとも現状では民間では難しいと思っております。

講師の先生方は、現実には外部の方にお出でいただくので、そのこと自体は民間でできることだと思います。ただ、どういう立派な先生がいらっしゃるか、あるいは実際のケーススタディーをするにしても、具体の企業の御協力を得たりといったこともやっております。そういった人をお願いすることは役所だからこそできるところもあるかと思っております。

第2の御質問は5ページのいろんな研修ですが、民間のやっている研修はいっぱいありますので、そのごく一部でございますが、ここにあるものについては私どもが経済産業局を通じて委託費を出してやっていたいただいているものでございます。これは民間のやっているものの全体からすると一部かと思っております。

3番目に予算についてですが、研修費3億数千万円のうち中小企業の分の数字は持ち合わせていないということでございますので、後ほど事務局を通じて御報告させていただきます。

榎谷委員 今の御説明の中で、カリキュラムをつくるのが大変難しい作業だというのはよくわかるんです。こういうカリキュラムは、例えば5ページの委託業務をやられている実施主体には公開されているものなんですか。それは公開したとしても、そう簡単に使い切れるものではないという御判断なんでしょうか。

カリキュラムをつくるのは大事な事業かもわかりません。ただ、有料か無料かは別にして、この委託業務をやられている方々にカリキュラムを提供するということはないんですか。

山本総務課長 私どものやっております研修のノウハウを隠すつもりでやっているということではございません。私どもはそういうノウハウを維持し、新しい研修を企画してやっていくということは、私どもでなければできないところがあると思っておりますけれども、具体の研修についてはだんだんそういうメソッドを民間でも取り入れられてやられるということであれば、そういうところにお任せしていけばいい問題だと思っております。

落合委員長 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 よくわからなくなっただけですけども、この5ページの研修も、経産省から委託した形でやっておられると解釈していいんですね。そうすると、さっきから内容等はおっしゃっているんですけども、すでに研修を民間開放なさっていると思うわけです。既にそういうことをおやりになっているのに、どうしても自分たちで研修館というものを持たなければならぬ論拠がよくわからないんです。

山本総務課長 まさに先生の御指摘のとおり、研修については何の規制もないわけでございますし、独占しようと思っているわけでもなく、現に民間でもやられているわけでございます。

ただ、民間はそれぞれ独自に工夫を凝らしているいろいろやっておられるのは事実でありますけれども、私どもの審査官、審判官といったもののノウハウがなければできないような

ものもまだ一部に残っているのではないかと考えております。実際には幾つかしかないわけですが、そういったようなものはまだ続けており、今すぐにやめるということはいかがかと思っております。

情報館全体、そんなものが要るのかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、情報・研修館の仕事はそこだけではございませんで、主として私どもの審査官あるいはリサーチャーといった研修もやらないといけませんし、情報提供業務があるわけですので、そういったもののためにこの独法自体は是非とも必要な組織であると思っております。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。本田委員、どうぞ。

本田委員 不勉強で申し訳ないんですが、教えていただきたいんですが、平成 13 年に独立行政法人にした端的な理由は何だったんですか。問題意識は、独立行政法人にした組織を見ても、総務部とか間接部門がいろいろとできるということです。ある意味では、一つ組織を作れば肥大化するんだけれども、これを独立行政法人にした理由は何ですか。

できるだけ特許庁の仕事の方に専念するためにおっしゃっているんですが、現実的にもともと社員というか、特許庁の職員の研修とかでも、まさに特許庁自身でやらなければいけない話ですね。独立行政法人の問題ではないと思うんですが。

山本総務課長 今、資料の 6 ページを御覧いただいたんだと思いますけれども、まさにそういうことでございまして、前回のときも御説明したんですが、特許庁全体がどうやったら効率的に仕事ができるかをこの 10 年間必死に考えてきておるとこの一環であります。

私も先ほど申し上げましたように、例えば中の職員の研修をするということは、その組織にとって一番根幹的というか、自分でやるべきことだと思って、特許庁も勿論ずっとやってきたわけですが、そういうことまで含めて、どうやったら効率的にできるかをいろいろと考えた結果、この部分は独立行政法人にした方が効率的にできるのではないかとということで、平成 13 年に踏み切ったということでございます。

さっきから申し上げておりますように、研修というものもございまして、外部の制度利用者いろいろな特許情報を提供することがもう一つ大きな業務としてございまして、それと併せることによって、御指摘のように、独法化するとそれなりのバック・オフィスの部分とかが必要になることもあるわけですが、そういうものを含めても全体の効率化の方がメリットが大きいのではないかとということでやったものと思えます。

こうやって本当にどうしても特許庁の職員が自分でやらなければいけない審査等に特化して、情報提供や研修、あるいは前回出てまいりましたように事前のリサーチとかいったものは民間を使う、独法を使うといったようなことで、安倍総理のお言葉ではございませんけれども、筋肉質の行政組織にしてきているつもりでございます。

本田委員 そういう意味から言って、平成 13 年に独法になって、ここにある予算、交付

金額の推移はどうなっていますか。

山本総務課長 独立行政法人の中期計画などをつくりまして、その中で計画を定めてやってきております。全体で効率化の目標をつくってやってきておりますので、総論としては少し減ってくるのがありますが、新しいことを始めることと相殺して、大体横ばいになっていると思います。

先ほど申し上げましたように、平成 16 年のときに業務を移管しております。もともと平成 13 年につくりましたときには、情報提供業務のところだけをまず切り出しておりましたので、この当時は予算額が約 55 億円ぐらいでございます。その後、平成 14 年、平成 15 年は大体横ばいで来ておりますけれども、平成 16 年度に研修業務などを切り出しましたので、そのときに 96 億円に増えております。

更に今年度、来年の 1 月になりますけれども、システムの関係の業務をまた移管いたしますので、それを含めて 18 年度予算で見ますと 128 億円ということです。業務が増えておりますので、中では大体横ばいぐらいに行っていると思います。

本田委員 そういうときに増えていくのはわかるんですけども、増える分、削っていいんという発想は余りないんですか。

山本総務課長 個別に見ますと、例えば今までやっていた研修をもうやめにするといったようなことはやっておりますし、あるいは情報提供事業についても同じようなことがございます。

ただ、今度は特許庁の本庁と独法との関係で、特許庁にあるものを独法に移せるものは移していこうということで動いておりますので、それと相殺しているというか、そちらの方が今、過渡期でございますので、大きく出ているということでございます。

本田委員 もう一件いいですか。非常に興味を持って伺ったのは全く別の問題なんですけれども、ほとんどの方が特許庁からの出向者というお話だったですね。それと今年から公務員型から非公務員型になりましたが、要するに、ほとんどが特許庁から行った人で、特許庁の人は公務員なんですね。今度こちらに行った人は非公務員型になりましたとおっしゃったんですけども、身分的な問題は現実にはどういう感じになりますか。

山本総務課長 非公務員型になりましたけれども、特許庁から出向している職員も情報館の方に出向しているときは非公務員として出向しているということでございます。

したがって、国家公務員法の適用がないとか、研修業務などをやるときでも休日とか夜とかでも柔軟に仕事ができるということがありまして、非公務員化してから夜間の研修とか相談業務に夜間応じるとか、そういったことにも対応できるということになってきております。身分的には出向中は非公務員ということでございます。

落合委員長 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 現在、研修部に 10 名、人材・育成部に 8 名いらっしゃる。民間から要望が来ている中小・ベンチャー企業の研修を同じように委託として外へ出たとした場合には、この 18 名は 2 ~ 3 名減るということはあるんですか。

現実には、例えばこういう10名と8名の中の方が、中小・ベンチャー教育にどれくらい関わっていらっしゃるのでしょうか。

山本総務課長 正確なところはこの場では分かりませんが、この業務に全く人手がかかっていないわけでは勿論ありませんので、論理的に言うと、例えばこの業務をやめるとか民間に委託した場合、何がしか減るはずでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、ほかに多くの業務をこの8人でやっているわけですので、例えばこの一番下の業務を民間に委託したからといって、計算上減る人数は零コマ何人とかいったようなことではないかと思えます。全体のバランスから言うと、この業務は非常に小さいシェアでございます。

落合委員長 今、問題になっている「中小・ベンチャー企業の経営者等を対象とする研修」自体を研修館でやる必要があるのかどうかという問題は別として、仮にあるとした場合に、民間事業者に対して委託をする。その際に委託という形態を取ると独自の研修ができなくなるということはあるのかなのか。

もしそこがないのであれば、つまり委託主として受託した民間事業者に対して適宜指示をする、あるいは監督をするという形で研修業務を行うということは可能なわけですね。

そうだとすると、今、非常に主張されておられる独自性というものが委託をしたら失われることにはならないのではないかという気もするのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

山本総務課長 現時点では、この研修は情報館の職員がいろいろと議論をして企画をしていくことによって、初めてできていると思えます。それを民間に委託することだと、事細かに結局自分たちで仕様書をつくって委託をすることになるんだらうと思えますけれども、こういう研修ということを経営してくれる人が、今は研修館においてほかにないのではないかという気がいたします。仕様書をつくって、こういう研修をやってくれと言うことに意味があるわけで、そこが研修館しかできないことだと委託するのは難しいのではないかと思います。

将来的にこういうメソッドを使ったものも民間でできるということになってきた場合には、勿論民間にやっていただければと思えますけれども、その場合、情報・研修館が自分でやらないといけないほどの高度なものではなくなってきているということだと思いますから、その研修はもうやめて、その時点でどうしても自分がやらなければだめだと思うようなものがあるかないか、あればやっていくということかと思えます。

落合委員長 公共サービス改革法は、官が民間に委託した場合に、委託したがゆえに質が低下するというような形で実施するという構造になっているわけですね。

言わば企画の部分について、自らやらなければだめだという部分が理解できない。企画のある部分は別に研修館でやっても構わないわけではないですか。全体としてこの研修業務が的確にコストが低く、質がよく行われればいいわけですから、そこはお互いに委託者と受託者とで十分相談をし合って、質を落とさない、経費をできるだけ効率的にやるとい

う工夫はできそうな感じがするのですが、これは私の意見です。

予定されていた時間を超過いたしましたので、ヒアリングを終了いたします。今日はどうもありがとうございました。

(経済産業省関係者退室)

(国土交通省道路局等関係者入室)

落合委員長 それでは、引き続きまして、国土交通省から道路・橋梁・トンネルの維持管理業務、請負・委託の精算時に行われる確定検査業務につきましてお伺いをしたいと思います。

今回、資料 2 - 「都市公園の維持管理業務」を配付しておりますけれども、これについては日を改めてヒアリングを行うことにしたいと思います。

それでは、国土交通省道路局の木村国道・防災課長、内海路政課長、大臣官房会計課の小笠原企画専門官、それぞれよろしく願います。全体として 20 分ということをお願いしたいと思いますので、ポイントを絞った形で願います。

木村国道・防災課長 国道・防災課長の木村でございます。座って説明させていただきます。

私ども国道・防災課は、直轄国道の整備・管理を担当させていただいております。そうということで、直轄国道の維持管理業務について御説明をさせていただきます。

資料を 1 枚めくっていただきまして、1 ページでございます。道路維持管理の目的ということでございますが、道路は一般交通の用に供することを目的にしておりますので、そうした交通の危険を防止する、交通の円滑を図ることが目的でございます。

2 つ目の目的として、道路の適切な利活用を図るということでございます。

そうした維持管理の実施方針としましては、道路の欠陥とか破損を生ずべき誘因を除去する。あるいはその予防に努める。そうしたものが生じた場合には、早期に発見し、直に処置を行うということでございます。

また、そういう処置の一環として維持修繕を行うわけでございますけれども、そのときには交通に与える障害とか沿道の生活環境に及ぶ影響を極力少なくすることを考えております。

4 つ目としましては、道路の適切な利活用を図れるように、関連法律に基づき適切に処理するというところでございます。

道路維持管理の業務内容としまして、ここに七つ掲げてございます。巡回、維持、点検、修繕、除雪、管理事務、相談窓口ということで、詳細については後ほど御説明させていただきます。

2 ページ目、ここに対象となる直轄国道の管理延長、これは内地でございますけれども、1 万 4,300 キロを対象としてございます。橋梁としては、その中に 7,300 橋、トンネルとしては 770 か所ございます。

組織体系としましては、それぞれの地方整備局で担当しております。その中で、道路部

もでございますし、その下の事務所、直接維持管理しているのは事務所でございます、76の事務所、それから事務所の中の組織を併せた出張所、これは全国で228でございます。こうした体制で維持管理をしているところでございます。

3ページ目、ここに書いてあるように、今、申しました管理の七つの項目、建設後の道路につきましては、協力を図りながら維持管理しているというものでございます。

4ページから詳細に御説明させていただきたいと思っております。まず巡回でございます。安全な走行を確保するということで、定期的に巡回、おおよそ1日に1回程度の巡回をしてございます。これによりまして、道路上の危険物を発見しまして除去する。あるいは必要に応じて維持作業を行うというものでございます。道路状況を確認しながら、穴ぼこがあれば修繕するとか、落下物があれば回収するというものでございます。いろんな作業を行うために、パトロールカーにこのような機材を積み込んでパトロールをしているところでございます。

5ページ目、落下物の回収と申しましたが、ここに書いてありますように倒木、小動物の死骸、バンパー、こうしたものが発見されればそれを回収する。防護柵の損傷があればそれを確認して記録として残す。

土砂の流出とか落石があれば、可能なものについては応急措置を講ずるということで、巡回してございます。

6ページ目、巡回によってどのような障害物が発見されたかということでございます。ここに書いてございますように、例えば倒木・木材では7万件余り、これは1年間の全体でございますけれども、ごみは15万件、路面の状況で見れば、陥没・段差・わだち等が7万件、防護柵の損傷等については7万件等ということで、これだけの数の障害物を発見し除去したということでございます。

7ページ目、常時パトロールできないわけでございますけれども、I T Vカメラ等の機器を活用しまして、路面の把握に努めているということで、例えばトンネルの坑口の前後とか、あるいは峠の山越えのところとか、そういうところにカメラを設置して路面の状況を把握しているところでございます。

8ページ目、その維持でございます。安全な走行を確保するということで、路面の清掃とか街路樹の剪定、除草など、ここの絵に書いてあるような日常的な管理を実施してございます。

9ページ目、今度は点検でございます。橋梁につきましては、順次5年に一度の頻度で点検を行ってございます。その中で、ひび割れなどの損傷を目で見確認しております。ここにありますように、川の下ではボートを使うとか、はしごを使うとか、橋梁点検車を使って点検を行っているところでございます。

10ページ目、トンネルでございます。これについても5年に一度ということで、結果によっては2年に一度ということもございます。覆工したコンクリートの状況はどうかということで、打音検査とか空洞検査などを行っているところでございます。

11 ページ目、修繕ということで、点検の結果として必要であれば橋梁とかトンネル、補装、歩道、側溝など、道路施設の補修作業を実施しているところで、写真にあるような形で進めているところでございます。

12 ページ目、これは直接修繕とは関係ございませんけれども、豪雨等の異常気象時におきましては、土砂崩れの恐れがある場合には、交通の安全を図る観点から事前に通行規制を行うということで、通行止めの処置を行うこともございます。

災害時におきましては、例えば土砂崩れであれば土砂の搬出とか、仮設道路で道路交通を確保するとか、あるいは応急復旧などの復旧対策を行うというものでございます。

大規模地震においても、直轄国道、特に復興の輸送物資の輸送について役割を果たすわけでございますので、そういう意味では大地震に強いものということで、緊急対策として耐震補強をしているところでございます。

次に除雪でございます。積雪寒冷地に限るわけでございますけれども、冬季の道路安全を確保するというので、除雪作業に取り組んでございます。車道の除雪だけではなくて、通学路などの歩行者が多いところにつきましては、歩道の除雪も行っております。あるいは凍結でスリップの危険性があるところについては、凍結防止剤を散布するとか、雪庇が車の上に落ちると危険でございますので、雪庇があるものについてはあらかじめ落とす等の処理をしているところでございます。

14 ページ目、管理事務とか相談窓口ということで、占用の申請とか特殊車両の許可等の許認可事務を行ってございます。併せて、行政相談とか苦情に対する形での対応を事務所や出張所で行ってございます。

写真にありますように、特殊車両は通常の車両よりも大きいとか重い車両は、どこでも通れるわけではございませんので、あらかじめ通行の許可を与えるという許可事務でございます。

占用申請についても、上下水道、ガス、電信柱、電線、継続してこういうものを道路に設置する場合には、占用許可が必要でございますので、これについての許可事務をしてございます。

15 ページ目、こうした維持管理の業務は非常に膨大な業務でございますので、通常行政だけではなくて、むしろ外部委託を積極的に活用する形で業務を進めさせていただいております。ここでは、行政と外部委託の役割分担をおおまかに示したものでございます。

例えば巡回で見ますと、巡回の計画ということで、どういう形で巡回するか、コースとか、あるいは重点項目すべての道路は走りながら見られませんので、路面に注目するとか、歩道に注目するとか、植栽に注目するとか、そういう重点項目をつくりながら巡回するという計画を立てます。

緊急時の措置判断ということで、例えば穴ぼこが開いて交通規制が必要な場合にはそういう規制をする。それに伴って必要な関係機関との連絡調整、住民との連絡調整を行政側で行うわけでございます。

外部委託の方につきましては、巡回そのものはもう外部委託をやってございます。そのときに応急措置とか巡回結果をまとめるとか、あるいは先ほど御紹介した監視カメラによる監視などは外部委託しております。

維持につきましても維持の計画については行政側で立てます。それから、法面が崩れたとか、そういう緊急時においても交通規制も含めて判断をさせていただくということで、関係機関、住民との関係は行政側でやります。

実際の路面の清掃とか、除草とか、剪定とか、路面の補修等につきましては、外部委託をお願いしているところでございます。

点検につきましても、点検計画そのものは行政でつくらせていただきまして、実際に点検を行うのは委託をしまして、それで現地で点検してデータを取りまとめた結果を解析して、対応案を複数整理する。それを受けて、行政側として。

落合委員長 予定時間の半分の10分を超過いたしましたので、むしろ19ページの官民競争入札等の対象とすることについての所見について御説明願います。

木村国道・防災課長 そうということで、行政において外部委託を活用しながらやっているところでございます。

それでは、関東整備局の事例もございませうけれども、今、御指摘ございました19ページでございます。こうした形で管理維持業務を進めているわけですけれども、これについての要望事項を御指摘いただいております。それについての私どもの所見を述べさせていただきますと思います。

先ほど申しましたように、道路は一般交通の用に供することを目的としているということでございますので、それは常時良好な状況に保持されて、初めてその機能を発揮することができると思っております。そういう意味において、道路の維持管理というのは建設と並んで、まさに重要な道路管理者の責務だと思っております。

道路をどのように維持管理、修繕するかについては、道路管理行為そのものでございませうし、国民の生命とか財産保護を図るという観点から、予算の制約の中で道路管理者としてその責任と権限において総合的に判断されるべきと思っております。

管理に瑕疵があれば、当然道路管理者としての責任が問われるということがありますので、それを前提に道路管理者として適切に裁量の中で判断させていただくのが適切ではないかと思っております。

併せて占用許可とか監督処分とか通行規制、これらは国民の権利を制限したり国民に義務を課すものでございませうので、行政権行使そのものと考えてございませう。これは道路管理者自らが行うことが必要ではないかと思っております。

併せて、先ほど来外部委託の活用についてお話をしてございませうけれども、そういう維持管理のうち巡回、清掃等、ここに書いてございませう補助的な業務を含めて事実行為については従前から民間事業者の委託を行っているところでございませうので、今後とも引き続きこの外部委託を活用しながら道路の維持管理に万全を尽くしてまいりたいと思っております。

います。

以上でございます。

落合委員長 それでは、続きまして、請負・委託・精算時の確定検査業務について、残り時間が8分ぐらいですけれども、よろしく願いいたします。

小笠原企画専門官 官房会計課の小笠原と申します。よろしく願いいたします。私も、国土交通省における入札・契約、あるいはそういった会計法等々を所掌しているところでございます。

今回お話をいただいておりますのは、請負とか委託の精算時に行われる確定検査の業務について外部委託をすべきではないかという御要望をいただいているところでございます。これについての私どもの考えを述べさせていただきます。

まず申しますのが、この請負、委託という業務自体は、御案内のとおりどこの役所にも生じるものでございまして、御要望の方の趣旨としましては、国土交通省としてはそれが非常に多いのではないかという御趣旨から、代表者たる国土交通省に質問したという意向を伺っております。

まず、確定検査業務というのは何者かということでございます。ページを打ってなくて大変恐縮なんですけど、一番最初の紙でございます。まず検査というのは、会計法令上明確に定められております。ここに書いてありますように、工事もしくは製造その他の請負・委託契約で、その契約に基づいて行われる給付の完了について当該給付の内容が契約内容に適合しているかどうかを確認する行為、これは国の職員が自ら確認する行為ということになっております。

確定検査業務というのは、会計法令上の明確な定義はございませんが、最終支払額の確定を行う段階で会計法令上の検査に付随して行われる補助的な業務というふうに言い換えております。これについては、御要望されている方との事前の質問のやりとりの中でも確認をさせていただいております。

では、検査にはどういったものがあるかということでございますが、まず会計法令上の検査の位置づけについて概観してまいりますと、(2)の のところでございますが、検査の方法、検査の職員については、このように完了の確認をするために必要な検査につきましても、国の職員が自ら、または補助者に命じて契約書や仕様書及びその他の関係書類に基づいて行う必要があると明確に定められております。

なお、監督と検査の部分につきましては、当然同じ者がやっていることによって不正な給付を見逃すことを避けるためにも、検査職員と監督職員については兼職ができないという規定も設けられております。

以降のところでございますが、特に専門な知識・技能を有する場合については、国の検査についても第三者に検査を行うことができるとございます。これは、具体的には例えば非常に高度な研究なり、実験を行った際に、国の職員で完了の事実を確認するに知識が足りない場合、例えば大学の先生に成果の検定をお願いしたりとか、あるいは防衛庁の調

達みたいなものの中で、非常に複雑で専門的な知識を有する者、例えば同業者の民間の方に検査確認をお願いするとか、そういった事例を想定しておりますが、そういった場合のみ委託して検査を行うことができるとなっております。

検査を完了した場合の検査調書の作成義務につきましては、検査を命ぜられた職員が調書を作成する必要があるということになっております。

なお、検査というのは契約行為の一番最後の段階でございますので、非常に重要な責務を負っているということで、 のところがございますとおり、国の職員にも義務あるいは賠償責任といったものが課せられておりますし、損害を認めた場合には懲戒処分といったものも課せられているということでございます。

めくっていただきまして、具体的実施方法でございます。御案内のとおり、委託業務契約といったものは、種々雑多いろんなものがございます。調査研究の類から、ここに挙げております清掃の類、行政のともとやっていた業務を外部に出されることによって行われているような公物管理の補助業務とか、非常にいろんなものがございますが、こちらに御紹介しているのは庁舎の清掃業務に沿って、今、申し上げたようなことがどのように行われるかということで申し上げていきます。

まず のところで履行がございます。清掃そのものがございまして、その清掃そのものが終わったことを請負業者が履行状況の整理をして提出する。その後、完了確認ということで、国交省であれば国交省職員が報告書の記載内容の確認を行い、それで検査の完了を確認する。その際に実績の管理なり集計、報告書の保管といったものを行っていきながら検査調書を作成いたします。この際に、日々の報告書の突合なり請求書の受領金額の確認等々を行っていくということで、 できるよう支払いが完了するということでございます。

～ にかけてが、主だった検査といった部分の仕事になってくるかと思えます。

今、申し上げたとおり、検査あるいは検査確認業務といったものが位置づけられていると認識しておりますが、次のページの4に書いてございますが、検査につきましては今、申し上げたとおり遵守すべき法令がしっかりと会計法令等々で定められておりますが、補助業務そのものについて外に出すことを規制するものは存在しないと考えております。しかしながら、仮に今、申し上げた検査の補助業務のみを当初の外部委託業務から分離して第三者に国が委託する場合に、当該業務について更に国交省職員の方がもう一度検査をしなければいけないという事態になると思われれます。今、申し上げているのを図示したものが、次のページでございます。

現在、国の職員がAという業者に行っている委託業務が完了した際に、国の職員が確認する行為が(4)と(5)のところに入ってきますが、仮にその検査確認業務の部分を更に外部委託しますと、Bという業者に国が委託し、これを更に国の職員が再度確認する作業が必要になってくるということございまして、その意味では非常に外部に再度委託するということが、二重の国の職員の関与が必要になってくるということも考えられます。

そういった意味も含めまして、現在のような検査業務につきましては、今の体制で行われ

ることが適切ではないかと私どもは考えております。

ちょっと雑駁な説明になりましたが、以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員の方々から御意見、御質問をお願いしたいと思います。

小林委員、どうぞ。

小林委員 道路の維持管理業務について伺いたいのですけれども、一つは外部委託をかなり行っているということでありますが、例えば 15 ページ、16 ページのところ、行政がやることと外部委託をしているところに切り分けがありますけれども、勿論、長期的な計画や監督など、そういう判断が必要なところを行政がやるのかと思うのですが、この外部委託の予算は全体に対してどのぐらいの規模なのかということと、外部委託というものの形態、つまり各所管のところが決めて外部委託を個別に行っているのか、それとも全体として外部委託を推進していると考えてよろしいのかということをお伺いしたいと思います。

木村国道・防災課長 予算そのものは、外部委託の内容としては、例えば形態としては、実際の工事そのものを外に出すというものもございまして、それについてそれを、先ほど検査もありましたけれども、パトロールとかを含めて業務として扱う、いろんな業務のパターンがあるんですけれども、それらを含めてトータルとして全国で、先ほど時間の関係で省かせていただきましたけれども、17 ページの関東整備局、1 都 8 県を所管する整備局の例でございますけれども、全体として先ほど言った維持修繕の工事も含めてでございますけれども、511 億円の予算でございます。これは修繕工事も含めての額でございますので、そういう額になってございます。

外部委託については、それぞれ事務所のいろんな状況もございまして、事務所において直接業務そのものを委託に出しているということで、統一的に出すというよりはそれぞれ必要な業務について委託業務として出していただく、パトロールの業務として出すとか、そういう単位ごとに出させていただきますいております。

小林委員 それは、各エリアごとの判断ということですか。

木村国道・防災課長 そうです。先ほど言いましたように、基本的には事務所が中心になって維持管理をやってございまして、また全国の状況、例えば雪寒地域とか状況がいろいろ違いますので、それぞれ所属する事務所の判断で、そういう業務委託を発注させていただきます。

小林委員 要望ですが、17 ページに関東地方整備局の指標の実績が出ていますね。それから最初のページの方で、これは全体の金額ではなくて、業務量に関する指標の実績が出ているんですけれども、ちょっと個別の情報があつたらいたきたいと思います。

木村国道・防災課長 それは後ほどということによろしいですか。

落合委員長 後ほどで結構です。

吉野委員、どうぞ。

吉野委員 511 億円というのは、外部委託ですか。

木村国道・防災課長 外部委託ですが、工事の外部委託も含めて、例えば修繕工事をしますので、当然舗装をしたりすることも含めたトータルの額でございます。

落合委員長 斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 外部委託をなさるときは、入札か何かなさっているのかということが一つです。例えば一つの工事ごとに入札をなさるのか。あるいはメンテナンスの仕事で、1年間あるいは2年間はどどこにやらせるという入札をなさっているのか教えてください。

木村国道・防災課長 それもいろいろ業務の内容によって違うわけですが、工事についてはある程度まとまった単位で、そのものを1件工事として、そういう業務については入札行為、契約行為をしまして相手を決めてやらせていただきます。

あと維持修繕等の非常に細かい仕事がありますので、そういうものについては1年を通して一つのエリアの部分については一括して維持修繕工事ということで、その部分についても競争入札で業者を決めて出すということで、それぞれ多様な業務が入ってございますので、それぞれ業務の内容によって契約の方法が違いまして、基本的には競争入札で相手を決めているところでございます。

斉藤委員長代理 ということは、この要望が来ている内容で、本省の方で納得できないのは、計画の立案から一括してということが受け入れられないということですか。

木村国道・防災課長 先ほど申しましたように、例えば維持修繕も含めて基本的には交通の安全確保、危険防止でございますし、また予算の制約もありますので、その中でどういうレベルの維持管理の水準を図るかというのは、一つの判断があるわけでございますし、それについてはそういう地域の状況なりを考えながら、あるいは予算の中で適切にこれをやるというレベルを決めて計画をつくらせていただくということで、それは私どもとしてやらせていただくところではないかと思っております。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 もう一度さっきの繰り返しなんですけれども、道路維持管理予算全体と、それに占める外部委託の比率はどうか。

木村国道・防災課長 今のお話は、例えば設計業務とかパトロール業務という形でございますか。

今の数字は、基本的には工事も含めた額しか持っておりませんので、そういう話をさせていただきますが、もし必要であればもう一回作業させていただきます。

吉野委員 全体の予算と比率がどれぐらいになっているかということです。

木村国道・防災課長 わかりました。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 道路の維持管理の実施方針、あるいは目的がここに書いてあるんですが、有料道路と無料道路と実施方針などに違いがあるのかどうか。御存じのように、道路公団は道路の維持管理も含めて民がやっているわけです。あれとどこがどう違うのかよくわから

ない。要するに、民でもできるじゃないかという部分が、少なくとも有料道路についてはあるので、無料道路とどこが違うのか説明していただけたらと思います。

内海路政課長 お答えします。一番のポイントは、外部委託に出せるかどうかということについては、先ほど小林先生も斉藤先生も若干触れられましたが、行政として責任を持って判断しなければいけない部分があって、そこまで民間に委託はできない。

それ以外の事実行為、補助行為については、積極的に外部委託していますということなんだと思います。

今お話がありました有料道路でありますけれども、高速道路については御案内のとおり六つの高速道路の株式会社がございます。これらは自分の判断で、いつ、どこで、どんな維持管理をやるかということを決めております。それは、法律上そういうふうに権限を委任し、かつ大臣が監督する。あるいは事業計画を認可する。勿論それ以外に財産を勝手に処分してはいかぬとか、株式は政府が保有しなければいけないとか、そういう意味でいろんな面で国が会社を監督しているということがございますので、そういう仕掛けがあれば高速道路株式会社に判断も含めて委任することができるんだと思います。

落合委員長 この民間事業者からの要望の中で、一定のエリアにあるトンネルを民間事業に清掃等を含めて民間委託することができないか。この部分についての御回答は可能だという趣旨なのでしょうか。

木村国道・防災課長 我々直接この要望者と内容を確認しておりませんのでわかりませんが、エリア、例えばトンネルの清掃を含めて、複数のものをまとめて出すということは可能だと思います。それはそれぞれの地域の実情に応じて適切な発注単位でやらせていただいていると思っております。

ここでいうエリア全体というのは、自治体も含めてということになると、それぞれ管理者が違いますから、また発注者としてのお考えがあると思っておりますのでわかりませんが、必要に応じてまとまった単位で出せるとか、必要であればそういうこともやらせていただいております。

落合委員長 そうしますと、むしろ維持修繕業務の方は特に維持修繕計画等も含めて、どういうふうに行っていくかという判断の部分、これは民間事業者にはできない。橋梁等の部分については、これは恐らく可能であろうという御回答だと理解してよろしいわけですね。

木村国道・防災課長 ただ、御提案の中の一括というところについては、それぞれの職種ごとに得意な分野の業者がいますので、その中でまとめた方がいいのか、専門の業者に出した方がいいのかというのは、それぞれの判断があると思えますし、それはそれぞれの事務所で適切に判断されていると思えます。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 その判断の中身を、もうちょっと詳しく教えていただきたい。例えば橋梁の方が、道路よりずっと工事は難しいですね。橋梁の場合は、例えば設計者がいないとでき

ない維持修繕が当然ある、設計者は民間で、そちらの方が多いわけです。そういう意味で言えばかなり難しい判断でも民間に出せるということで、道路の場合はなぜ官が判断しなければならないものがそんなにあるのか疑問です。

木村国道・防災課長 特に維持補修については、見てひび割れが入っていたとして、すぐ落ちるわけではないわけでは、そういう意味では、いつの段階で補修工事をするかというのは、まさに予算との関係もありますし、全体としての優先順位もあるわけでございます。それについては、予算の話とか地域の状況とか、補修のいろんな事例を見ながら判断するということで、その辺の判断はお話をさせていただいているとおりです。

ですから、間違いなくこれは補修するということになれば、当然やり方についても御提案いただきながら議論させていただきましても、補修の程度でいつの時期にやるかとか、どういう規模でやるかとか、どこまでやるかとか、予算も含めてその判断をすることになるだろうと思います。

落合委員長 内海路政課長、どうぞ。

内海路政課長 ついでに申し上げますと、道路に管理瑕疵があったら国が賠償責任を負いますけれども、今でも直轄道路で、この5年間をならずと年間2億円賠償しております。ですから、本当にふんだんに予算があって人がおれば完璧な維持管理ができるわけですが、今はそんなことは全くない状況で、限られた予算制約の中で、道路の現状を見ながら、いつ、どこで、どういう維持管理を優先してやれば一番いい維持管理水準が確保できるかということを常に判断しながらやっていく状態でございますので、予算が完璧にあれば全部お任せというのはあるのかもしれませんが、今は全くそういう状態にないということをお理解願いたいと思います。

吉野委員 それは、おかしい。2億円の賠償があるのは、今やっている仕事が非効率だからかもしれないので、だから官民競争入札があるわけです。要するに、より効率的にそれをやればそういうものがなくなるかもしれない。それに対してより効率的にするというお答えがあれば答えになるんだけど、2億円あるから自分たちがしなければいけないというのは答えになってないと思います。

内海路政課長 わかりました。舌足らずでございました。極めて厳しい予算制約の中で最大の効率を目指して努力しているということを申し上げたかったということでございます。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 請負・委託の方の確定検査業務なんですけど、これが民間でできない理由を説明していただいたと思いますが、よくわからないところがあって、基本的には会計法でそう言っているからできないというだけであって、本来的にできないということではないんですね。会計法がだめだと言っているから、つまり国家公務員がやると書いてあるからできないのであって、本来的にそういう仕組みさえちゃんとつくれば、検査業務というのはできると理解してよろしいんでしょうか。

小笠原企画専門官 先ほど道路の方でも同じ状況だったと思うんですが、要望者の方と明確に御意見の交換ができない中で、ある程度こういったものではないかということを決断しながら今回のお答えを書かせていただいております。確定検査業務というものが、仮に金額の確定に係るものであれば、これは明確に検査に係るものだと考えております。そうであれば、それは会計法の予見的な解釈は私どもの範疇ではございませんが、そこに関しては外には出せないという理解するのが通常ではないかと思っております。

その意味では、先ほど委員のおっしゃったとおりの話でございます。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 私は公認会計士ですので、会計監査をするわけですが、いわゆるマニュアル、我々は監査手続というんですけれども、それをちゃんとつくって監査をしているわけです。そういう形を取れば、いわゆるこの確定検査業務はできるのではないかと思います。いかがですか。マニュアルをつくるのが難しく、非常に判断がいっぱい入って、そういうことができなくて、国家公務員が最終的にえいやとやらなければいけない話なのか。ほとんどそういうことはなくて形式的にやっていけるという話なのか、その中身はどういうことなんでしょうか。

小笠原企画専門官 お答えいたします。いろんなものがございまして、その中でどこまでそれをやることによって効率的になるかという判断の部分も当然あるかと思っております。今おっしゃったような形でマニュアルをつくることで束ねることも検討はできるんだと思っております。会計法の問題がクリアできればということだと思っております。

ただ一方で、やはり最後は国の人間が確認する部分が当然出てくるわけで、そこを分離して、しかも契約行為というのがかなり時間を要するものであることを考えますと、いろんなものがあるからそれを束ねて契約をすることによって、例えばもう片方で行われている本体の契約の部分に支障があるようなことはあってはならないと思っておりますし、そのバランスの中で判断していく話なのかなと考えます。

榎谷委員 あと、この確定検査業務についてのコストは把握することができるんですか。例えば民間と競争するとき、コストは把握できるんでしょうか。

小笠原企画専門官 当然、一人の職員が今、検査として通常やっている確定検査と言われるものを仮に特定できるのであれば、その部分に大体このぐらいの人役がかかっているということで計算、あるいは推計することはできないことはないと思っております。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 道路の維持管理修繕に関する16ページのところですけれども、調査設計、工事積算の補助というのが入っておりますが、ここでもやはり設計・施工の分離は原則となっているんですか。

木村国道・防災課長 基本的には、当然設計の立場の人と施工の立場という緊張感もありますので、今、分離して出しているのが原則でございます。

ただ、今いろんな入札制度を試行していく中で、一体で出すことも一部試行的にはやっ

ておりますけれども、基本的には別で出しているのが実態でございます。

吉野委員 それは、ここでも対象ですね。

木村国道・防災課長 そうです。

落合委員長 ほかにございますか。本田委員、どうぞ。

本田委員 道路の方の話ですけれども、巡回から窓口まで業務があります。これは一括して外注に出しておられるんですか。

木村国道・防災課長 それは先ほども一括という話がございましたけれども、基本的にはそれぞれ得意な分野の業者がございますので、そういう意味では得意な分野を事前に登録いただいておりますので、その登録いただいた業者の中で入札行為に参加いただいて、その中から選ぶということがございますので、全部一緒ということではございません。それぞれのものに依じて、そういう契約の相手を決めてやらせていただいているということです。

本田委員 わかりやすく言うと、巡回は巡回だけで、維持は維持だけでやっておられるわけですか。

木村国道・防災課長 ですから、それは全部が細かく分かれているわけではございません。先ほど維持工事で紹介させていただきましたように、維持工事もいろんな種類がありますので、それは一括として全部一つの業者に出すということはございますし、そういう意味ではそれぞれの地域の状況、受け入れる業者の状況もございますけれども、その中で決めさせていただいております。

本田委員 素人的な言い方をすると、一般的には道路を建設するとかはまた別ですけれども、道路の維持管理ということでいけば、通常は巡回から全部まとめてやった方がはるかに効率的になるはずだと思うんです。

行政と外部委託の分け方をしておりますけれども、私はこのこと自体も率直に絵を見させていただいた限りでは、ほとんど出してもいいなという感じはあります。仮に分けたとしても巡回からまとめてやりますと、必ず効率的に、なおかつ質もよくなると思います。何か御見解があればお願いします。

木村国道・防災課長 おっしゃるとおり、まとめることによるメリットも我々は承知しているところでございますけれども、先ほど言ったように決してばらばらに出しているわけではなくて、まとめられるようなもの、先ほど言った維持工事はガードレールの修繕とか、道路の修繕とか舗装がありますけれども、そういうのはまとめて一つの業者に出して、それを全体として見てもらうということもあります。

ただ、それぞれ登録業者がありますので、パトロールは分けてやらせていただいておりますけれども、そういう御意見もあるというのは承知しているところでございます。

落合委員長 ほかにございますか。榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 しつこくて申し訳ないんですけれども、例の検査確定業務ですが、参考事例で庁舎清掃業務と書いてあるんですが、これは業者の方が行っていらっしゃるのと、国の

職員の監督業務を分けて横に書いてあるんですが、これを見た範囲内ではそんなに高度な判断をされているとは思えないので、一括して十分官民競争ができるのではないかと思うんですが、それはどうなんですか。

そうなると、あとはもう会計法の問題だけになるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

また、同じように検査業務でもいろんな検査業務があると思うんです。検査業務の中でも、なじむものとなじまないものとあるかも知れませんが、ここを見る範囲内では十分に会計法の規定さえクリアできればなじむと思うんですが、書かれていて印象はいかがでしょうか。

小笠原企画専門官 同じお答えになってしまうのかもしれませんが、まず会計法の問題が一つです。その上で申し上げましたが、結局、最後は国の職員がどうしても見なければいけないと。そこに付随してやっている業務をあえて分離して、しかも同じような種類だからといって束ねることがどの程度できるのか、その結果どの程度効率化できるのかということを見ると、私の最初の御説明のときに申し上げたとおり、国から最後に検査するというのであれば、もう一回国の職員が分離したものについて検査するところが出てくる。そこまでやっても、なおかつ効率化ができるかどうかという観点だと思っております。

落合委員長 櫻谷委員、どうぞ。

櫻谷委員 いずれにしても、サンプルでやらなければいけないかも知れませんが、基本的にはそういう仕組みでやればトータルのコストが下がると思いますので、下がるか、下がらないか、これは競争入札をしてみればわかる話ですから、一度是非官民競争入札をどこかの庁舎の清掃業務でも検査業務でもいいんですけれども、やっていただけたらと思います。

落合委員長 斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 立案のところは官でやらなければいけないという御主張だと思うんですが、立案を1回やらせてみて、民間がやりたいんだったら持って来いと。それで官から御覧になって、やはり民間はこういうところが抜けているとか、考え方が偏っているとか指摘があって、その点については、この公共サービス改革法ではかなりの管理ができるわけです。皆さんの方から指導もできるし、言うことを聞かなければ契約を解除することだってできるし、実質的には官のコントロールの下における民なので、立案は絶対行政で、オペレーションだけお前たちだというのが、結果的にはそうなるのもいいと思うんです。ただ、その前に立案もさせてくれと民間が言っているのですから、それではやらせてやろうという考えにはならないんでしょうか。

木村国道・防災課長 そういう御意見あるかと思いますが、我々が先ほど申し上げましたように、いろいろ予算の話とか世の中の状況を踏まえて、最終的には管理瑕疵の責任も問われるということも含めて、やはり私どもが責任を持ってやらせていただくのが最適ではないかと思っております。そういう意味で、斉藤委員長代理がおっしゃることもある

かと思えますけれども、そういうのが我々の今の考えでございます。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 ただ、その立案の中身は、例えばどこをどのように修繕するかというのは、言ってみれば公共工事の箇所付けに相当する話ですね。これは中身が相当にマニュアル化できる話でしょう。ほとんど全部がマニュアル化できる話ではないかと思うんです。

木村国道・防災課長 修繕も先ほど言ったように橋梁を、いつつくって、どうなっているかというのは、それぞれ違いますので、マニュアルがあるから機械的に判断すれば順番が出るというものではございませんし、また橋梁だけではなくてトンネルもありますし、舗装もありますし、トータルないろんな施設がある中で、どこにお金を張り付けて修繕していくかというのは一つの判断がありまして、その結果として管理責任を問われるというか、管理瑕疵もありますので、そういう緊張感の中で選んでいくので、お言葉ではございますけれども、マニュアルがあれば順番が出るという感じではないと。我々はいろんな情報を得ながら判断をさせていただきたいと思っております。

吉野委員 私が言っているのは、実際にはこれらの仕事はマニュアル化された基準に従ってやられているのではないかと断言しているんです。それだったら現実には民間の専門業者にやらせた方が、現地をよく知っていることもあり、立案の段階だって正確に無駄なくできるのではないかという疑問を持っているんです。

木村国道・防災課長 今のお話でございますけれども、マニュアル化というのは、当然どういう形で点検して、これをやればそれなりの対応をしなければいけないというのがありますけれども、いつの時期にどういう形で、今年度やるのか、来年度やるのか、その間に事故が起こる可能性もあるわけでございますので、その辺の判断はマニュアルには表現できない部分だと思っております。

落合委員長 そうしますと、的確な判断をするためには的確な情報が必須ですね。仮に情報という視点から見たときに、民間で判断する、官で判断する、これはその情報を共通化できれば別段判断において、官がやろうが民がやろうが、それほど質的な差が出てこないようにも思われるのですけれども、その辺はいかがですか。

木村国道・防災課長 その民もだれによるかと思うんです。我々は客観的に公平にできる民の方がいらっしゃればそうですけれども、例えば橋梁の補修を優先すべきだとか、トンネルの補修を優先すべきだとか、いろんなバイアスがかかってしまう可能性があります。決してそうではないかもしれませんが、外から見るとそういう懸念をされることもありますので、やはり公平に判断できるというのは、そういうところは距離を置いている行政ではないかと思っております。

落合委員長 その公平な判断は、委託をしてしまったら当然そういう判断権が喪失するというわけでは必ずしもないですね。

木村国道・防災課長 そういう意味では、可能なものについては我々で出させていただいておりますし、当然補修の前提になる点検などは民間に出させてもらって、それを集め

て、最終的には我々が現地で確認をさせていただきますけれども、そういうものも含めて情報を見て判断をさせていただくということであって、少なくともおっしゃる情報としては民間の集めた情報を見ながら我々がやる部分もありますので、決して官がすべてできるということではありませんけれども、先ほど言った第三者から見て公平だということを保証するためにも、そういうことが必要なのかと思っております。

落合委員長 そうすると、公平性の担保という点は別途対応が可能ではないかと思いますが、情報においては余り変わらない、民が判断する場合も官が判断する場合も大体同じような情報を使える状態は確保できる。そうしますと次には、その情報に基づいて判断する判断過程が、著しく官と民を比較したときに問題があることなのかどうかという辺りはいかがですか。

木村国道・防災課長 それは、結果としてそんな変わらないかもしれませんが、先ほど言ったように結果の責任もありますし、プロセスも含めて、例えば一つの道路のタイプをつくるにも、橋梁でもメタルにするとか、いろいろなものがありますけれども、それはそれぞれ専門の業者さんもあるし、いろいろな立場の方がいらっしゃるわけですので、その中でいろんな立場の方が納得する判断は、ある程度距離を置いた行政の立場でやらせていただくのが適当ではないかと思っております。

落合委員長 ほかに御質問は、榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 確かに官は公平にされていると思うんですが、我々民間人から見て、何でもかきこむところを今、工事しなければいけないんだというのがあって、本当に公平なのか、合理的なのか、3月に工事が集中するとか、これは非常に合理的ではないですね。むしろ民間に任せられた方が、4月～3月までやるわけですから、何も3月にまとめなくてもいいような気がするんですけども、かえって効率的ではないような気がしないでもないの、予算との関係で縛られているということだと思っておりますが、官だから必ずしも公平と、合理的だと言えないところがたくさんあるのではないかと思います。

木村国道・防災課長 そういう御指摘があるのかもしれません。今の路上工事の話を見せていただければ、年度末に多いという話がありますけれども、都内の全体の件数で言いますと、7割が占用企業者でございます。そういう意味では、ガスとか電気とか水道、これは民間会社もあるわけでございます。その中で判断してやるわけですが、トータルで見ればやはり年度末にやるのがあって、それはみんなで調整しましょうということです。

ですから、国が全部路上工事をやっているわけではなくて、道路に関係する工事もありますけれども、むしろ占用企業の工事が多いので、それを調整してやっていくということで、調整の音頭を取ってやらせていただくということになります。

ですから、民だからということではなくて、やはりいろいろ民の立場の方も一緒になってやって、全体のコントロールはする必要があると思っておりますし、そういう調整は必要ですし、我々もそういう意味で路上工事はいろいろ御批判もありますし、随分件数は減ってき

たと思いますけれども、まだまだ御不満があると思いますけれども、その辺は努力してまいりたいと思います。

落合委員長 吉野委員、どうぞ。

吉野委員 地方自治体の維持修繕は、事実上ほとんど民間判断までやっているのではないんですか。

木村国道・防災課長 今日は直轄国道の例で御説明させていただきました。幹線道路ですから当然それなりのサービス水準とか安全レベルもそれなりに高くないといけないと思います。そういう意味では、国の方が割合レベルの高い維持管理をやらせていただいていると思っております。

ですけれども、一方で自治体においても当然必要な管理はやっていると思います。レベルは下がりますけれども、基準がありますので、それについては自治体においても同様な形で必要なものは民間に出していると思っております。

都道府県で言えば、各土木事務所がありますので、そういう意味で道路を管理している者もごございますので、それは出張所なり事務所なりがごございます。ただ、レベルの差はあるし、見た目には見えないかもしれませんが、同じような形でやらせていただいていると思っております。

落合委員長 それでは、大体予定の時間がまいりましたので、ヒアリングを終了したいと思います。

ありがとうございました。

(国土交通省道路局等関係者退室)

(国土交通省技術調査課等関係者入室)

落合委員長 引き続きまして、国土交通省から情報通信設備、行政情報システムの建設及び運営管理についてお伺いしたいと思います。

国土交通省大臣官房、前川技術調査課長、総合政策局、飯塚情報企画課長、よろしくお願いたします。時間が10分ということですので、厳守でお願いいたします。

前川技術調査課長 それでは、資料3 - に基づきまして、私の方から、電気通信施設の整備及び管理・運用について御説明を申し上げます。所見を中心ということですので、まず7ページを先にお開きいただければと思います。

7ページですが、国土交通省が所管をしております電気通信施設の管理運営を全国一括して民間に委託してはどうかという御提案でございまして、それに関しましては7ページの一番上の四角に囲んであります最後の行「このため、官民競争入札等の対象とすることは適当ではない」と私どもは考えております。

その理由が四つ書いてございます。その四角の箱の下でございまして、まず1点目として、私どもの現場は国道事務所とか河川事務所が全国で250ございまして、この電気通信施設も河川管理施設ですとか道路管理施設の一環として整備されているものでございます。したがって、電気通信施設単独で何かニーズがあるというわけではありません。

例えば3ページのポンチ絵を見ていただきたいと思います。「道路における主な電気通信関係業務」ということで、例えば利用者の皆さんに、道路の災害による交通止めとか積雪によって路面が凍結しているとか、いろんな情報を出すためにセンサーを置き、道路利用者に情報提供しておりますが、それを事務所とつなぐのがこの光ファイバーであり、多重無線でございます。こういった光ファイバーは、道路情報システムをつくるのに合わせて光ファイバーを整備する必要があるということでニーズが出てくるわけでございます。

7ページに戻っていただきます。したがいまして、それぞれ道路管理、河川管理をやっております事務所のニーズのうち、電気通信施設の部分だけを抜き出して、全国一括でまとめるというのはいかかなものかなと。そういう業務のやり方は私どもの現場の業務のやり方に合わないということが1点目でございます。

2点目として、予算要求とか対外調整は国の責任においてやらなければならないということでございますし、今、申し上げましたように、これは事務所がそれぞれ予算要求案をつくって、局、本省で優先順位を整理をして、財務省に要求させていただいているということでありまして、もともとは事務所の方の責任でもって要求をしているというものでございます。それが2点目でございます。

3点目ですが、実は私どもはこの電気通信システムの運用は既にほとんど民間に委託をしております。そういった意味で4ページをごらんいただければと思います。仕事の流れが書いてありまして、左が「通常時」、右が「緊急時(災害、大規模事故)」でございます。

通常時におきましては、計画・調整や防災計画は職員自らっております。ところが、その次の段階の個別の設計は全部外部委託で実施しておりまして、職員は積算でありますとか監督・検査のみをしております。

整備につきましても、民間に委託をしております。管理・運用、障害時の対応も同様でございます。こういうことで、既に設備の建設から整備、管理・運用はほとんどその実務面を民間に委託しておるということでございます。

具体的にこういった業務が民間に出ているかということでございますが、6ページをごらんいただければと思います。真ん中辺りに「業務量に関する指標の実績」ということでまとめさせていただいております。

契約の発注件数、合計金額1,900件、226億円とございますが、実はこれは一事務所当たりいたしますと金額で約一億円、内訳がここに書いてあるとおりでございます。工事、製造、購入、調査設計、保守点検ということでございます。

これはそれぞれ事務所の近くに本社または営業所を持って、きちんと技術者を配置している企業に発注をしているものでございまして、何か問題があったときにはそれこそ即座にエンジニアを派遣してもらう必要があるということで、それぞれ専門業者に既に発注しているところでございます。7ページに戻っていただきまして、こういった業務を既にやっておるわけでございます。

最後に4つ目のポツでございますが、以上のことに加えまして、特に災害とか事故発生時にこの電気通信システムがやられますと、現場で言うとそれこそ目の役割、耳の役割が途絶えてしまいますので、早期に復旧する必要があります。

私どもは災害対策要領等で、職員もそうでございますが、災害が起きれば直ちに30分以内に集まって即応するという体制をやっておりまして、全国一括で民間の方をお願いして、そういう体制が本当に取れるんだらうかというのが大変疑問でございます。そういった現場による即応体制も考えますと、今のような個々の事務所において近くの業者に発注するということが非常に効率的ではないかと思っています。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでもお願いしたいと思います。

吉野委員、どうぞ。

吉野委員 基本的なことを教えていただきたいんですが、光ファイバーは管路の中を通っているんですか。

前川技術調査課長 3ページの絵で言うと、河川もそうでございますけれども、道路であれば路側に管を通しまして、その中に光ファイバーを入れてありますし、堤防も堤防の法じりのところに管を入れて、その中に光ファイバーを通してということでございます。

吉野委員 これは全く独自の管を通してのわけですね。

前川技術調査課長 はい。

赤木電気通信室長 技術調査課電気通信室長の赤木でございます。例えば、道路でしたら共同溝といったような形で、ほかの事業者の電線であるとガスであるとか、そういうものと一緒に整備をする中に光ファイバーの管路を入れて、光ファイバーを通線するというケースもございますし、今、申しました情報ボックスというもう少し小ぶりな、いわゆる通信路を中心としたような入れ物をつくって、そこに入れるというケースもございます。

河川の場合には、特にほかのものが無いケースが多いものですから、光ファイバー単独で配管をし、中に配線をする、ファイバー単独での施工というケースが多いと思います。

落合委員長 それでは、恐縮ですけれども、飯塚課長の方からのプレゼンテーションをお願いいたします。

飯塚情報企画課長 それでは、資料3 - 「行政情報システムの管理運営について」ということで御説明させていただきたいと思います。

2枚めくっていただきますと、別添1にネットワーク概要図を付けてございます。国土交通省は平成13年に四省庁が合同してできたわけございまして、その際にどういう形でネットワークを接続するか。一番効率的かつシステムの運営にいい形ということで、本省のLANは全部統合したわけですが、それに地方局、気象庁あるいは海上保安庁といった全国組織までございますので、中間セグメントという中間で接続する機器を通じまして、本省と海上保安庁、気象庁、地方航空局、地方整備局あるいは地方運輸局といった

ところをつないでおりまして、全体職員 6 万人が 900 か所以上の出先機関で情報システムが使えるような形で現在運用しております。

本省の行政情報システム室といったところがこの管理の全体の統括を行ってございまして、本省の LAN につきましては、私どもの情報システム室で管理をしております。それぞれの機関につきましては、それぞれの整備局、地方航空局、気象庁あるいは海上保安庁といったところが管理を行ない、現実には業者にすべて一般競争入札によって外注をしているという状況になってございます。

日本全国非常に膨大な組織でございまして、これを一括して一つの企業に発注するのは現実的に可能なのかどうか。受けられるところがあっても非常に限定的になって、むしろ競争を制約するのではないか。あるいはそういう企業が被災した場合に国交省のシステム全体が一遍に運用できなくなってしまうといった危惧もあるものですから、基本的には今の一つのポリシーの下ではございますけれども、それぞれの機関が業務の運営に適切なところに委託をするというやり方を取るというのが一番いいのではないかと考えている次第でございます。

簡単でございますけれども、全体のネットワークの概要及び委託の考え方につきまして、御説明いたしました。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、これからの議論につきましては、公共施設管理のため電気通信システムに関する部分と、行政情報システムに関する部分と、両方まとめて御議論いただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 私もよくわからないので申し訳ないんですけども、光ファイバーなどはいろんな整備をされているわけですね。その能力は十分生かされているんですか。まだ余力が相当あって、この程度の活用ではもったいないということを昔聞いたことがあるんですが、その辺はどうなんでしょうか。これは能力いっぱいこのシステムで活用されているということなんですか、余地はないと。

赤木電気通信室長 光ファイバーと多重無線と 2 種類ございますので、多重無線に関して言いますと、もう能力はほぼフルに使っていると思います。光ファイバーにつきましては、御存じのとおり今は民間開放ということで、通信事業者などの方に開放しておりますけれども、こちらの方が管理にすぐに使わない部分を民間開放しているというケースもございますし、必ずしも経済的ニーズの高いところに引いているというわけでもございまして、河川や道路に沿って引いておりますので、そういう要素もあるようですけども、民間開放している部分の割合は決して高くないと思います。技術的な能力で見れば、もっともっと使える余地はあると思います。

榎谷委員 そういう意味では、確かにこういう公共施設管理の専門のために限定してしまうと非常に範囲が狭くなってしまいうんですけども、せっかく通したんですから、全体のシステムをもう少し活用するという思想になっていくと、もっと広い活用ができると思

いますし、その中でこの行政情報システム、あるいは公共施設管理と一緒に整備運用をやることは難しいんですか。

もっと思い切って民間に任せて、N T Tなどはある意味では全部やっているわけですね。N T Tとこことどこが違うのかよくわかりませんが、N T Tなどは民間で全部管理運営をやっていると思うんです。その中で恐らくいろんな企業がそれを使っているわけですね。素人考えで全く違っていたら違っているとおっしゃっていただきたいと思うんですが、そんな位置づけは不可能なんでしょうか。

赤木電気通信室長 その管理運用という部分が、私どもは一旦敷設をしまして、必要なセンサーやカメラ等を付けまして、それ以後は自動で運転しているものでありまして、全く職員の手がかかるといえるものではないので、計画論の段階で答えが決まれば、先ほど課長が申しましたように、それ以後は官自らやっている部分はございませんので、そこは非常に効率的にやっていると思っております。

使用する目的をもっと広げるべきではないかということに関しましては、それは特別会計で整備しているところもございますので、そういうところを念頭に置きつつなんですけれども、現在、民間に開放しているという部分が一つの答えなのではないでしょうか。

行政情報システムの関係で申しますと、勿論ネットワークは共通で利用しております。いわゆるコンピュータそのものは行政上のシステムでありますし、私どもの河川、道路管理用のサーバーというんでしょうか、そういうシステムが別にございますけれども、ネットワークという意味ではかなり共用しております。

樫谷委員 これは国土交通省の行政情報ネットワークということですが、国土交通省しか使えないものなんですか。私も素人で申し訳ないんですが、ほかの省庁にも似たようなことがあるのかなと思うんです。

飯塚情報企画課長 これは霞が関W A Nというものを通じまして、他省庁ともつながっておりますし、当然ホームページもございますので、一般の方も見られますし、オンライン申請がこのネットワークを使って使える形にもなっております。

落合委員長 ほかにございますか。田島委員、どうぞ。

田島委員 電気通信システムなり国交省の行政情報システムについては、既にもう外部委託済みだということをおっしゃっているんですけれども、これはどういう単位で外部委託をしているのが現状なのか。なるべくまとめた方が効率的になるとか、あるいは費用が節約できるとか、そういうことになるのではないかと思うのですけれども、そういった観点でまとめられるものはなるべくまとめて外部委託されているのか。もう個々ばらばらにその組織ごとになっていて、そこら辺は余りそういう観点でチェックされていないのか、その辺をお聞きしたいです。

前川技術調査課長 電気通信施設に関しては、先ほども申し上げましたが、事務所単位で発注をしております。なぜ事務所単位で発注するかというのは、実際に事務所でニーズがあってそれを発注しているわけですし、その事務所のニーズをわざわざ本省に集めても、

本当に現場で何が必要かということが本省で全部つかめるわけではありません。

現場の工事は実際に現場に入ると必ず当初どおりに行かない部分がございます、その部分に変更したりとか、現地に合わせて見直したりというのが出てきますけれども、それは実際に現地のことをわかっている事務所がやった方が効率的だと我々は思っております。

もう一つは、受入れ側の受注者の方も事務所の近くにある企業、事務所の近くにエンジニアを配置している企業をお願いした方が、何かあったときにすぐに来ていただける。故障があったときにも来ていただけるし、災害時にも御協力いただけるということがございますので、事務所単位に発注することが効率的だと思っています。

田島委員 そんなに各事務所ごとに業務内容が異なるものなんでしょうか。

前川技術調査課長 先ほども申し上げましたように、やっているものは道路情報板や光ファイバーといった施設であります、それをどこの位置に置くかはそれぞれの事務所のニーズがございますし、整備の年次も優先順位の高いところからやっていきますので、ある事務所ではもうでき上がっているけれども、ある事務所ではこれから整備するといったようなことがございますので、つくっているものそのものは同じかもしれませんが、つくる順番とかつくる実際の場所とかいったものは現地でないとなかなかわからないと思っています。

落合委員長 今の質問に関連しまして、委託できない部分ということで計画・調整が挙げられていますね。この計画・調整はそもそも法令上、現行法ではできないというのか、そうではなくて実質的なことでできないだけだというのか。この辺の法令上の整理はどういう状態として理解したらよろしいんでしょうか。

前川技術調査課長 勿論、最終的に施設の管理でありますとか、国民に道路のサービスとかいったことを提供しているわけですから、何か問題があったときの管理瑕疵の責任は国が負うべきだと思っております。それ以外で特に計画・調整業務で法令に基づいて国が行わなければならないという根拠が条文上、特段あるとは思っておりません。

落合委員長 そうすると計画・調整業務は具体的にはどういうことをやるのでしょうか。具体的な例を挙げて御説明いただければと思います。

赤木電気通信室長 4ページにフローで書きましたけれども、一番上の「計画・調整、防災計画」という部分でございます。例えばある河川を例に取りまして、ある地点における水位をより精密に細かく取りたいという、いわゆる観測精度を上げたいというニーズが出てきましたときに、そのためにどういう規模のセンサーが有効なのか、あるいはそれがどの程度でできるのか。実施するために地元を含めた対外機関等とのやりとりでどういう問題があるのかといったところを、いわゆるハード中心ではなくて、河川管理の法律家の観点からトータルで議論をして計画を策定していく必要があると思っております。そこまでが私たちの役割だと思っております。

落合委員長 今の法律の観点からというのは、具体的には何ですか。

赤木電気通信室長 河川管理、道路管理そのものの中での一部でございますので、それ

と切り離して通信設備だけ、電気設備だけがその独自の運用でありますとか、独自の適用を受けるといったことは無いと思っております。

ですから、道路管理業務、河川管理業務等が法的に支障がないということであれば、勿論私たちも同じ位置づけになると思います。

落合委員長 今回の御説明ですと、これが官自らやらなければいけない理由になりますかどうかが。勿論最終的な責任は依然として官が負っているわけですがけれども、民間事業者にそういう作業を委託するというのがなぜできないのかということが感じられるのです。

国として責任を負わなければいけないのは誠に結構であって、公共サービス改革法だとして依然として国が責任を負うという点は変わっていないわけですね。そうすると道路で例えばある精度を上げる必要があるかどうか。こういう判断について、官自らがその判断を行う必要があるのかどうか。民間でそういうものに対して専門的な知識、評価能力を持っている人がいないから、官が自らやらなければいけないという御趣旨ですか。それとも別途何か理由があるのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

前川技術調査課長 今回、民間の方から御提案いただいておりますのは、管理運営を電気通信施設だけを取り出して、全国一括でというお話なんですけれども、その全国一括で現場のそれぞれの道路管理、河川管理のニーズを事細かく把握をして、適切な予算制約の中で優先順位を付けながら計画・調整をすることが本当にできるんだろうかということだけでございます。

落合委員長 それは丸投げしてしまったらできなさそうな感じはしますけれども、丸投げでなくて、依然として官はこの部分について責任を持っているわけですから、したがって、官と民間、受託業者との間で知恵を出し合いながらやっていくことは、そもそも不可能なのかどうかということだと思っております。

赤木電気通信室長 今、委員長がおっしゃった後段の部分と申しますか、技術的要素については間違いなく民間でできると思っておりますし、それがこの4ページに「設計」と書きましたけれども、システムにおけるいろんな比較し優劣を付けるという部分がこれかと思っておりますけれども、そのもう少し上流の部分で、それをやることによる難しい部分をクリアーする話。例えば対外的な機関と折衝をする話、あるいは具体的に予算要求をするといったような話。そういう部分がやはり官でなければできないと判断をしておるといったことではございます。

落合委員長 では、そういう部分だけは官が維持していて、残りの部分は民間に全部任せるといったことは可能だということですね。

赤木電気通信室長 現在の形がそうだと認識しております。

落合委員長 ほかに何かございますか。小林委員、どうぞ。

小林委員 両方に関わるのか、よくわからないんですけれども、例えば行政情報ネットワークのところ、全体を包括して委託するというのは無理だというお話があって、実施体制は各部局ごとに実施しているという御説明だと思っておりますけれども、情報システムと

しては国交省全体のシステムアーキテクチャーというか、情報システムの設計としては統合的にいろんな情報が関連していると思うんです。例えば気象庁や海上保安庁が持っている情報。そういうものを統合的に全体のアーキテクチャーをつくって、その中で運用していくというのがすごく適切なのではないかと素人考えには思うんですけれども、そういった考え方でその全体の計画、行政情報ネットワークの計画やアーキテクチャーをつくって、その中をセグメント化していくというか、全部丸ごとではなくて、分けて競争入札に出すという考え方はないのでしょうか。

飯塚情報企画課長 まさにおっしゃるとおりでございます。全体につきましては、先ほど申しましたように平成13年に統合して、とりあえずと言っては変ですけれども、とりあえず今はこういう形になっておりまして、これを更によくするために最適化計画を今つくっておるところでございます。それはまさに全体のシステムをどういうふうに最適化しようかというところで、民間の知恵もお借りしながら専門の先生のアドバイスもいただきながら、今、最適化計画の作成を進めているところでございます。

管理につきましては、先ほど言いましたように、それぞれの省庁が適宜、例えば海上保安庁でございますと東日本と西日本の管理をまとめて民間にお願いしているというところでございます。運輸局は運輸局でまとめて全国の部分をお願いしているとか、国土地理院でしたら国土地理院の部分をお願いしているというやり方でやっておりまして、全体の設計につきましては、特にセキュリティーポリシーの関係は一元的にやっておりまして、行政のシステムでございますので、情報管理あるいは変なことに使われないような、なりすましみたいなことが絶対にならないように、そこはシステム室の方で全国を統括してやってございます。

落合委員長 予定された時間になりました。本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省技術調査課等関係者退室)

落合委員長 それでは、本日のヒアリングで質問ができなかった、あるいはこういう点も聞いてみたいということが事後的に生ずることもあり得ると思いますので、それらにつきましては事務局に御連絡をさせていただいて、事務局を通して、その辺の疑問点を解明するということにしたいと思います。

次に、統計部会での審議状況につきまして、報告をお願いしたいと思います。斉藤部会長、お願い致します。

斉藤委員長代理 お手元に統計局の計画があるかと思しますので、御参考にさせていただきたいと思えます。資料4にありますように、統計部会ではこれまで9月4日、9月21日、10月3日の3回にわたりまして、基本方針別表に記載されました統計調査関連業務の内容に関する審議を進めてまいりました。部会の審議経過について御報告させていただきます。

まず「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」についてでございます。第1回の部会では、指定統計調査の具体的な業務の内容や実施体制、民間開放に向けたこ

れまでの検討状況についてヒアリングを行いました。

第2回の部会では、指定統計調査の民間開放に向けた計画案についてのヒアリングを行いました。

第3回の部会では、総務省が策定した計画案についての報告を受けまして、なおこの計画案については部会への説明時にほぼ確定した案ということをごさいましたけれども、別添1のとおり本日付で公表されることとなりました。内容は、報告を受けたものと変わっておりません。

これについて部会における審議を踏まえまして、別添2のとおり、どの指定統計調査からどのように民間開放をするのかを地方公共団体の意見要望を踏まえて明確にすること。地方公共団体の意見を十分に聴取し、総務省としての具体策を11月1日の統計部会で報告することについて、統計部会として総務省に要請をいたしました。総務省からは了解をいただきましたので、今後、総務省統計局の検討状況を注視いたしまして、11月1日の部会で検討してまいりたいと思っております。

もう一つ、独立行政法人統計センターの業務につきましては、第2回の部会で民間開放の検討状況についてのヒアリングを行いましたけれども、現在、総務省において3月末の閣議決定の具体化について検討中であると、その検討状況の報告を受けて、部会で検討を進めたいと考えております。

第3回の部会では、統計制度を所管している総務省政策統括官室から、その業務内容についてのヒアリングを行いました。今後は基本方針の改定に向けての統計調査関連業務の取扱いを検討するために、指定統計を所管する各省ヒアリング等を実施することとしております。10月12日、11月1日の2回を予定しておりますが、機会を見まして委員会に部会の審議状況を報告したいと考えております。また何かありましたら、事務局の方に資料の要求をしていただきたいと思いますと思っております。

そのポイントだけ申しますと、統計局から出ている別添1の資料を御覧ください。考え方としては、民間事業者を活用することはやっていきたいんだということであります。ただ、法定受託という方式で全国の調査をなさっている現状から、国に全部引き上げて全国が委託できるような民間業者がいるかということ、どうも現状はそうでもないことがわかったということで、現実論として地方公共団体に受託していただいてやるという方法を踏まえて、とりあえずやるしかないという方向感であります。

しかしながら、ここにありますように国直轄の科学技術研究調査があります。これについてはそこに書いてありますように、19年度にまず民間委託を開始するということを決定しておられます。

そのほかについては、ほとんど法定受託の方式でやっておられますので、そういうことでやろうという案は出てきたんですが、我々の方から、受託を受ける方の地方が民間業者を使うということになるので、地方の意見はどうなっているんですかと。地方がそういうことをやるインセンティブは何なんでしょうか。今までは法律によって受託させられた。

今後は勿論、法定受託は担保しながらですけれども、民間業者を使う自治体もあれば、使わない自治体もある、あるいは調査対象によっては使ったり使わなかったり、非常にまだら模様になってくるようなことが起こったときに、果たして質とコストがちゃんと担保できるだろうか。部会の先生方は実際に統計の専門の方々ですから、大変御心配もありまして、もうちょっと現場の地方自治体の声を聞いてくださいと。もう少し具体的な問題点を抽出して討議をしましょうということになっているということでございます。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、引き続き御検討をよろしくお願いいたします。

これで本日の監理委員会は終了ということにいたします。次回は10月13日9時45分から公共サービス改革小委員会を開催し、引き続き各省からのヒアリングを実施する予定であります。本日はありがとうございました。